令和2年5月12日 告示第289号

(目的)

第1条 この基準は、介護・老人福祉・障害福祉サービス(以下「対象サービス」という。)において、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)等の規定による事故発生時の対応について、本市に報告すべき事故を明確にすることにより、対象サービスを実施する事業者(以下「事業者」という。)からの迅速な報告及び適切な対応を図るため、対象サービスにおける事故の報告の基準について、社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省者健局長連名通知。以下「国通知」という。)に定められるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象サービス及び報告先)

第2条 事故の報告は、別表第1の左欄に掲げる対象サービスについて、同表中欄に掲げる 根拠規定に基づき、同表右欄に掲げる報告先に行うものとする。

(報告対象事故)

第3条 事業者が本市へ報告を行うべき事故は、別表第2左欄に掲げる事項に応じ、同表右欄に掲げる事故種別とする。

(事故の報告時期等)

第4条 本市への報告は、事故報告書(第1号様式)により事故が発生した当日に行うものとし、利用者の生命にかかわると判断される事故、社会的に重大な影響を及ぼすと判断される事故等については、事故報告書による報告の前に直ちに事故の概要等について口頭等

により報告するものとする。ただし、別表第1左欄に掲げる対象サービスのうち国通知別紙に記載されていないもので、利用者が集団で生活又は利用する対象サービスにおける感染症及び食中毒並びに感染性の疾病であって感染症と同程度に健康に影響を与えるおそれがあるものについては、国通知に準じて報告を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事故が発生した当日に報告することができないときは、事故 が発生した翌日以降直ちに事故報告書により報告を行うものとする。

(追加報告)

- 第5条 事業者は、前条の規定による報告(別表第1左欄に掲げる対象サービスのうち国通知別紙に記載されていないもので、利用者が集団で生活又は利用する対象サービスにおける感染症若しくは食中毒又は感染性の疾病であって感染症と同程度に健康に影響を与えるおそれがあるものに係る報告を除く。)の後、次に掲げる事項について必要に応じて報告を行うものとする。
  - (1) 状況の変化により追加の報告が必要な事項
  - (2) 事故発生の要因分析や検証等の結果
  - (3) 事後の対応策や再発防止策

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この基準は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年10月13日告示第550号)

この基準は、告示の日から施行する。

## 別表第1 (第2条関係)

対象サービス	根拠規定	報告先
有料老人ホーム	長崎市有料老人ホーム設置運営 指導指針(平成24年長崎市告示 第235号)11-(9)	福祉部福祉総務課
養護老人ホーム	養護老人ホームの設備及び運営 に関する基準(昭和41年厚生省 令第19号)第29条第2項	
軽費老人ホーム	軽費老人ホームの設備及び運営 に関する基準(平成20年厚生労 働省令第107号)第33条第2 項	福祉部高齢者すこやか
介護予防訪問介護相当サービス事業 生活援助サービス事業 介護予防通所介護相当サービス事業 ミニデイサービス事業 住民主体型通所サービス事業 介護予防ケアマネジメント事業 短期集中型訪問サービス事業	介護保険法施行規則(平成11年 厚生省令第36号)第140条の 62の3第2項第3号	支援課所管する総
短期集中型通所サービス事業 総合支援配食サービス事業		合事務所の 地域福祉課
指定介護老人福祉施設 ユニット型指定介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設基準第3 5条第2項	
介護老人保健施設ユニット型介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及 び設備並びに運営に関する基準 (平成11年厚生省令第40号) 第36条第2項	
指定介護療養型医療施設 ユニット型指定介護療養型医療施設	指定介護療養型医療施設の人員、 設備及び運営に関する基準(平成 11年厚生省令第41号)第34 条第2項	福祉部介護 保険課
指定居宅サービスの事業 共生型訪問介護の事業 指定訪問入浴介護の事業 基準該当訪問入浴介護の事業 指定訪問看護の事業	指定居宅サービス等の事業の人 員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号) 第37条第1項	

指定訪問リハビリテーションの事業 指定通所介護の事業 基準該当诵所介護の事業 指定通所リハビリテーションの事業 指定短期入所生活介護の事業 ユニット型指定短期入所生活介護の事業 共生型短期入所生活介護の事業 基準該当短期入所生活介護の事業 指定短期入所療養介護の事業 ユニット型指定短期入所療養介護の事業 指定特定施設入居者生活介護の事業 外部サービス利用型指定特定施設入居者 生活介護の事業 指定福祉用具貸与の事業 基準該当福祉用具貸与の事業 指定特定福祉用具販売の事業

> 指定居宅介護支援等の事業の人 員及び運営に関する基準(平成1 1年厚生省令第38号)第27条 第1項

指定居宅介護支援の事業 基準該当居宅介護支援の事業

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の事業

指定夜間対応型訪問介護の事業 指定地域密着型通所介護の事業 指定療養通所介護の事業 指定認知症対応型通所介護の事業 指定小規模多機能型居宅介護の事業 指定認知症対応型共同生活介護の事業 指定認知症対応型共同生活介護の事業 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 の事業

指定地域密着型介護老人福祉施設 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉 施設

指定看護小規模多機能型居宅介護の事業

指定介護予防訪問入浴介護の事業 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業 指定介護予防訪問看護の事業 指定地域密着型サービスの事業 の人員、設備及び運営に関する基 準(平成18年厚生労働省令第3 4号)第3条の38第1項

指定介護予防サービス等の事業 の人員、設備及び運営並びに指定 介護予防サービス等に係る介護

指定介護予防訪問リハビリテーションの 事業 指定介護予防居宅療養管理指導の事業 指定介護予防通所リハビリテーションの 事業 指定介護予防短期入所生活介護の事業 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業 指定介護予防短期入所療養介護の事業 指定介護予防短期入所療養介護の事業 指定介護予防特定施設入居者生活介護の 事業 外部サービス利用型指定介護予防特定施 設入居者生活介護の事業 指定介護予防福祉用具貸与の事業 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業	予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第53条の10第1項
指定特定介護予防福祉用具販売の事業	
指定介護予防認知症対応型通所介護の事業 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 事業 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 の事業	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第37条第1項
指定介護予防支援の事業 基準該当介護予防支援の事業	指定介護予防支援等の事業の人 員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基 準(平成18年厚生労働省令第3 7号)第26条第1項
介護医療院 ユニット型介護医療院	介護医療院の人員、施設及び設備 並びに運営に関する基準(平成3 0年厚生労働省令第5号)第40 条第2項
特別養護老人ホーム ユニット型特別養護老人ホーム 地域密着型特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームの設備及び 運営に関する基準(平成11年厚 生省令第46号)第31条第2項

ユニット型地域密着型特別養護老人ホー		
<u>ا</u>		
療養介護の事業 生活介護の事業 自立訓練(機能訓練)の事業 自立訓練(生活訓練)の事業 就労移行支援の事業 就労継続支援A型の事業 就労継続支援B型の事業 指定居宅介護の事業 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービ	障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律 に基づく障害福祉サービス事業 の設備及び運営に関する基準(平 成18年厚生労働省令第174 号)第32条第1項	
本の事業 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業 行援護に係る指定障害福祉サービスの事業 行事業 共生型居定介護の事業 共生型重度管害での事業 指定生型生生性変勢の事業 指定生型生生性変勢の事業 指定生型生産を活行が事事をした。 指定生型生産を一個である。 一のである。 一のでは、 一のである。 一のでは、 一ででは、 一でででででででででで	障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービス の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準(平成18年厚生労働 省令第171号)第40条第1項	福祉部障害福祉課

指定共同生活援助の事業	1
日中サービス支援型指定共同生活援助の	
事業	
外部サービス利用型指定共同生活援助の	
事業	
特定基準該当障害福祉サービスの事業	
	障害者の日常生活及び社会生活
	を総合的に支援するための法律
<b>应应北于</b> 较长元	に基づく障害者支援施設の設備
障害者支援施設	及び運営に関する基準(平成18
	年厚生労働省令第177号)第4
	3条第1項
	障害者の日常生活及び社会生活
	を総合的に支援するための法律
指定障害者支援施設	に基づく指定障害者支援施設等
<b>有</b> 足障害有又 <b>发</b> 灺苡	の人員、設備及び運営に関する基
	準(平成18年厚生労働省令第1
	72号)第54条第1項
	障害者の日常生活及び社会生活
	を総合的に支援するための法律
福祉ホーム	に基づく福祉ホームの設備及び
III III V	運営に関する基準(平成18年厚
	生労働省令第176号)第17条
	第1項
	障害者の日常生活及び社会生活
	を総合的に支援するための法律
地域活動支援センター	に基づく地域活動支援センター
	の設備及び運営に関する基準(平
	成18年厚生労働省令第175
Have been dearly been dearly	号)第18条第1項
指定児童発達支援の事業	児童福祉法に基づく指定通所支
共生型児童発達支援の事業	援の事業等の人員、設備及び運営
指定医療型児童発達支援の事業	に関する基準(平成24年厚生労
指定放課後等デイサービスの事業	働省令第15号)第52条第1項
基準該当放課後等デイサービスの事業	
指定居宅訪問型児童発達支援の事業	
指定保育所等訪問支援の事業	

別表第2 (第3条関係)

事項	事故種別
サービス提供に起因するもので重大	サービス提供 (送迎及び通院を含む。) 時における利
なもの	用者の事故で、当該利用者が死亡又は入院に至った
	もの若しくは怪我の程度が、骨折、縫合が必要な外
	傷又は重体となったもの若しくは誤飲、異食、誤薬、
	服薬漏れ等により、治療を要することとなったもの
	離設による利用者の行方不明(概ね60分以内に発
	見した場合を除く。)
	虐待
	利用者情報の誤送信など個人情報の漏洩
	職員(従業者)の法令違反、不祥事等のうち、利用
	者の処遇に影響があるもの
	貴重品、預り金等の紛失、盗難等
	別表第1左欄に掲げる対象サービスのうち国通知
	別紙に記載されていないもので、利用者が集団で生
	活又は利用する対象サービスにおける感染症若し
	くは食中毒又は感染性の疾病であって感染症と同
	程度に健康に影響を与えるおそれがあるもの
サービス提供に支障をきたす施設・	受傷者の有無に関わらず火災、爆発事故、天井や壁
設備等の不具合	の崩落等、施設・設備等の安全管理上の事故の発生
	停電又は空調機器、水道設備等、利用者の生命、身
	体に影響を及ぼす設備の長期間にわたる不具合
	自然災害による施設・設備等の重大な破損等、サー
	ビス提供に影響がある被害
社会的影響が大きいもの	不審者侵入、不審物による被害、毒劇物・危険物の
	混入による集団健康被害等、刑事事件となるような
	事案又は利用者の生命、身体、財産に重大な影響を
	及ぼすおそれがある事案

## 事故報告書

年 月 日

(あて先) 長崎市長

(報告者)事業所名代表者 職・氏名所在地連絡先

	発生又は発見日時	年 月 日 ( )	時 分頃 発生・発見
事故の概で	発生又は発見場所	□ 食堂       □ リビン         □ 居室       □ 廊下         □ 浴室・脱衣室・洗面所       □ 屋外	レグ □ トイレ ・階段 □ 機能訓練室 □ その他 ( )
	事故の種類	□ 転倒・転落       □ 負傷         □ 異食       □ 感染症・食中調         □ 行方不明       □ その他(	服薬漏れ □ 誤薬 □ 誤嚥 毒 □ 設備の不具合 )
	被害の状況	□ 骨折 □ 外傷 □ 窒息 □ 異状だ □ その他(	□ 熱傷 なし )
要		死亡に至った場合は死	亡年月日: 年 月 日
	事故発見時の 状況及び経緯		
利用者	氏 名		年 齢 才
	要 介 護 度 ※1		性別男・女
	被保険者番号		保険者
	<b>%</b> 1		<b>※</b> 1
	障 害 種 別 ※2	種別:身体・知的・精神 その他 ( )	支援区分 ※2 1 2 3 4 5 6

- ※1 介護・老人福祉サービスの場合は記入すること。
- ※2 障害福祉サービスの場合は記入すること。

事	事業者の対応状況	
故	利用医療機関名	
発生時の対応	診 断 名	入院の有無 有・無
	治療の概要	
	家族への連絡状況	連絡日時: 月       日       午前・午後       時       分頃         連絡者名:       連絡相手:       (続柄)
事故発生後の対応	事故の原因分析	
	再発防止への取 組 み	
	損害賠償等の状況	□ あり □ なし
	その他	

- ※ 「再発防止への取組み」について、検討中の場合はその旨を記載し、事故が発生したことを確認した日から2週間以内に提出すること。その後、検討した結果について、改めて報告すること。
- ※ 利用者について、事業所の所在地の市町村と利用者の保険者が異なる場合は、事故報告書を双方 へ提出すること。
- ※ 一度本市に報告をした後に、事故による負傷が原因で死亡に至った場合は、再度、事故報告書を 提出すること。